

Title	奈良時代寫經所論攷
Sub Title	
Author	松平, 年一 (Matsudaira, Toshikazu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1943
Jtitle	史学 Vol.22, No.1 (1943. 9) ,p.14- 29
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19430900-0014

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

奈良時代寫經所論攷

松 平 年 一

(一) 寫經司系以外の官寫經所

本邦に於ける官寫經の初見は、周知の如く、書紀天武天皇元年三月條、川原寺に於ける一切經書寫、次が降つて續紀養老六年十一月條の、華嚴經外雜經四百卷の書寫等等といふ順序であつて、其事務所即ち寫經所は、其都度必ずや臨時にせよ設けられたに相違ないと思ふが、國史は一も名稱を掲げてゐない。然らば寫經所の名稱初見は何時かといふに、それは遙か後聖武天皇の御代天平六年であつて、かの觀世音菩薩受記經及び七知經の奥書にある、天平六年勅旨寫一切經願文の署名「寫經司治部卿從四位上門部王」とある寫經司である。該司の誕生は不明だが、正倉院文書に依つて推測すると、恐らく聖武天皇御代神龜から、天平の初へかけてあつたらうと思はれる。皇后宮職を主管とし、知事には門部王、其次の知事に市原王が就任して、司員は多く同職の官人が兼任してゐた。(但し門部王は文獻初見の知事といふだけで、初代の御方か否か素より不明である。)初は東大寺の前身たる金鐘寺等と特殊の關係ある、寫經書専門の微々たる

臨時的の一小司に過ぎなかつた様だが、寫經事業の發展につれて存在は牢固となり、天平末東大寺造營成るに及んで、これとの關係は一層緊密となつて、東大寺寫經所抔と稱した程だが、遂に造東大寺司と稱するに至つた。十二ノ四二頁
東大寺牒取意 造東大寺司は長官次官判官主典以下を擁する堂々たるもので、寫經司としては異常な發展を遂げたのだが、組織は一變して綜合的のものとなり、東大寺の興隆維持を掌り、寫經事業は其一部門となつた。寺司最初の長官には市原王、次官に佐伯宿禰イヘミシ今毛人が就任した。正倉院文書全卷を通じて隨所に見うけられる種々の寫經所は、殆どこれか、左もなければ其支流のもので、奈良時代を貫く最大線の寫經所系統を成した。

斯く隆盛を極めた寫經事業も、奈良末期に至つて漸く衰退の狀を呈し、また昔日の悌なく、造東大寺司は餘喘を保つ存在の如く見受けられたが、遂に延暦八年三月廢止の運命に陥いつた。

小論はこの系統に屬してゐなかつた、所謂傍流とも云ふべき官寫經所の紹介だが、傍流のものは造東大寺司、東大寺と關係が少い爲か、正倉院文書では見るところ尠くして全貌を窺ひ難く、所屬系統不明のものが多い。

抑寫經所なる名稱の所見は、古文書及び前掲天平六年寫經奧書だけであつて、國史は片鱗をも示してゐず、寫經そのものに關してさへ、記事寥寥たる有様で、如何とも致し難いのである。

以下寫經司系以外と考へらるゝ官寫經所を列舉し、簡略に其動向を書きつけてみた。

目次 (括弧の年紀は文獻所見の期間であつて、必ずしも其存在の期間を示したのではない)

- 一、寫經所 (天平九年十月——同十年二月)
 - 二、寫一切經司 (天平十三年四月)
 - 三、外島院寫經所 (天平勝寶六年二月——同八歲二月)
 - 四、奉寫寶積經所 (天平勝寶七歲三月——天平寶字二年)
 - 五、中島寫經所 (天平勝寶七歲八月——天平寶字二年八月)
 - 六、大和國寫經所 (天平寶字四年六月)
 - 七、奉寫御執經所 (天平寶字六年十二月——神護景雲二年正月)
 - 八、奉寫一切經司 (神護景雲元年八月——寶龜三年)
 - 九、春宮坊寫經所 (寶龜七年三月)
- 以上

一 寫經所 (天平九年十月——同十年二月)

寫經司から分離した寫經所は、普通其場所の名を冠し、何々寫經所と自稱してゐるが、寫經司が自ら寫經所とだけ稱したことは無い様だから、此の寫經所は姑く別のものと認める。文書は次に擧げる寫經所受物並返上物注文が一通あるのみである。

寫經所

(天平) 九年十月十八日受紙五十張、經帙料、十年正月廿五日受紙百張、木綿二束、經帙料、二月廿二日受紙二百張、木

綿三束、經帙料、廿九日受紙廿張、雜用料、

十年正月廿九日返上、淨袍廿四領、襖子四領、袴十六、湯帳十八條、受秦衣萬呂、

遺留、袍四、襖子十四、袴一、帳二、被廿、冠廿、汗衫九、禪七、水禪三、古物遺襖子一、袴六、又二月五日返上、袴四、受秦衣萬呂、

(七ノ一二三頁)

書式、經師等人員の相當多い様に思はれる點、官寫經所とみてよいであらう。然るに當時單に寫經所と稱する私寫經所があつた。北大家藤原房前寫經所である。文書は數通あるが、何れも右に掲げた様な官的組織を示してはゐない。二ノ一七〇、五ノ四二、四八六、七ノ二五、

二 寫一切經司 (天平十三年四月)

單に寫經司とも呼ばれてゐる。皇后宮職に發した天平十三年四月十九日附の「移」が一通あるのみである。署名に判官巨勢朝臣人主、主典土師宿禰犬養が見えてゐる。内容は寫經本として注維摩經六卷、大孔雀王經一卷、治意經一卷、獺狗經一卷を、職からの來使高屋赤麻呂に付して奉請したのであつて、即日司は大孔雀王經を除き總てを送付した。文書の様式といひ、判官主典を有する點といひ堂々たるもので、當時に於ける寫經司とは比肩すべくもない、組織の大なるもの、様である。七ノ八八、五一三、

三 外島院寫經所

(天平勝寶六年二月—同八歲二月)

外島院にあつた寫經所、「外島寫華嚴經所」とも稱した。専ら新舊華嚴經を書寫したからである。同所に「華嚴講師所」があつたところをみると、寫經は講讀用の爲か。華嚴講師は慈訓である。寫經及び校勘の經本を屢東大寺寫經所に請うてゐる。所屬官人に上毛野栗守。後池原君栗守と改姓したそれに内藏忌寸全成・日置造蓑麻呂。大隅公足等の名が見える。栗守が別當で、全成蓑麻呂は校勘に當つた勘經使である。栗守が「奉寫寶積經所」へ轉じてから、別當は田口兄人となつた。出仕の經師に三島栗麻呂があつた。四ノ一四、三三、三五、三六、四〇、四一、四五—四七、七四、一〇〇、一〇一、一〇四、一〇五、十三ノ一二九、一四〇、一四七、一四八、一五二、一五三、一七七、一九五、一九六、

(1) 勘經使は中央から諸大寺へ派遣されたと見え、正倉院聖語藏及び民間の寫經に、勘經使の署名あるものが現存してゐる。

四 奉寫寶積經所

(天平勝寶七歲三月—天平寶字二年)

島院⁽²⁾にあつた寫經所。寶積經書寫及び校勘を事業としたので、また「島院勘經所」「勘大寶積經所」「寶積經勘所」の名がある。併し文書所見の七歲には、其寫經は殆ど完成して校勘の時期に移つてゐる。幾多の經典を、東大寺寫經所、藥師寺勘經所等から奉請した。天平寶字二年には校勘事業も終りを告げたと見え、其年六月から十一月へかけ、東大寺寫經所へ用紙四萬七千四百餘張を送付してゐる。恐らく寫

經の殘紙であつたらう。併し該寫經所は依然島院の被管として暫く存在したかの様である。島院は單に

「島」とも稱した。別當は外島院から轉じた池原君栗守舊姓上毛野君、天平勝寶七歲賜姓池原君で、外に大隅公足天平勝寶七歲春、外島院か

任、ら轉・三島岡麻呂・田邊古麻呂等があつた。四ノ六〇、八六、八七、九九、十三ノ一三二、一三三、一七四、一七七、一
九六、一九七、一九八、二〇一、三三二、十四ノ二四八、二六五、四四九、

(2) 天平神護元年創立の西大寺中に、島院と稱するものがあつて、神護景雲元年九月巳酉、稱徳天皇行幸あらせられた事が續紀に

見えてゐるが、或はこれか。然りとすれば、此の島院はのち西大寺の一部となつた寺院である。天平九・十年の交、寫經司が島院

で寫經(出張寫經で、これを外寫といつてゐる)をした事が、天平九年二月二十日寫經用紙注文(七ノ九二)、天平十年寫一切經裝潢

行事注文(二十四ノ八三)、天平十一年八月十四日大鳥祖足寫律手實(七ノ三三)に見えてゐる。又天平十九年正月島院から寫疏所に、寫

六卷抄料の肥紙四百五十張を送付したことが、經疏料紙受納帳(九ノ六四)に見えてゐるが、此の紙は恐らく同院に在つた過去寫經司

外寫時代の殘物であらう。

五 中島寫經所 (天平勝寶七歲八月——天平寶字二年八月)

中島院の寫經所であらう。然るに中島院は當時奈良宮中と法華寺と二所にあつたので、孰れであるか
詳でない。四ノ七二、十
ノ二六六、別當は池原君栗守である。島院の寫寶積經事業が竣へてから就任したのであらう。

天平勝寶七歲八月、造東大寺司から華手經十卷外五十四種の雜經を、天平寶字二年八月十日東寺寫經所
から、經本として金剛般若經百卷を奉請してゐるが、十三ノ四
八四、九月には校勘に着手したので「中島勘經所」
と稱してゐる。四ノ四
八四天平寶字二年七月附造東大寺司請經文に、栗守が造東大寺の返送にかゝる千手千眼

經二十卷を勘受し、之を中島西堂に充てたことが見えてゐる。十三ノ三西堂は恐らく寫經か校勘を爲した堂字であらう。八三ノ三

六 大和國寫經所

(天平寶字四年六月)

大和國の臨時寫經所。天平寶字四年六月十七日、東大寺奉寫經所から稱讚淨土經十卷を奉請した事を知るのみである。十四ノ三九九、十六ノ四九七、是より以前諸國で、天平九年三月に大般若經を、同十二年六月に法華經十部を書寫してゐるが、其都度此の種の寫經所は臨時各國に設けられたに相違ない。二ノ一九五、續紀十三

七 奉寫 御執經所

(天平寶字六年十二月—神護景雲二年正月)

内裏に在つた。稱徳天皇が御手に執らせらるゝ經典奉寫を掌つたところであらう。天平寶字六年以降少くとも六七年間は繼續した様である。寫經は大般若經一部六百卷を初め種々の雜經に及んでゐるが、又自所新寫經校勘の爲め、屢證本を造東大寺司へ請うてゐる。十六ノ四、三五別當は不明だが、主なる官人は次の如き顔觸れで、何れも嘗て東大寺寫經所側で活躍した人々である。

河内造淨成・大隅忌寸公足(以上經師) 日置淨足・因幡國造田作(以上校生) 三島崇麻呂(題師)

るが、此頃には同所寫經の事が見えないから、寫經事業は竣へて、奉供經典の事だけを掌つてゐたのであらう。^{十六ノ}五八八、

八 奉寫一切經司

(神護景雲元年八月—寶龜三年)

後に奉寫一切經所とも稱した。創立の時は明かでないが、文書に於ける同司初見が、神護景雲元年九月二十六日附造東寺司牒であり、續紀にも從五位下若江王、外從五位上秦忌寸智麻呂の二人が、同年八月二十九日同司次官に任命されてゐるから、創立は神護景雲元年八月中とみてよいであらう。さて次官があれば長官がある筈だが、續紀は之を載せてゐない。恐らく長官は高貴の方で、事務に鞅掌されなかつたので、特に次官二人の任命をみたのではあるまいか。それとも長官を置かず次官二人を任命したので、司は屢造東大寺司に寫經の本經、校勘用の證本を請うてゐる。司の發した文書は神護景雲四年七月二十八日附の請經文を以て終つてゐるが、司の廢止は寶龜三年であつて、東大寺奉寫一切經所に併合されたかの様に思はれる。即ち寶龜三年正月、新錢十三貫百餘文を、東大寺奉寫一切經所に引渡してゐるが、これは其準備とみられ、^{六ノ二}同年八月三十日東大寺奉寫一切經所告朔解中、寫一切經二部五千六百八卷の内譯に、「三千七百二十三卷奉寫一切經司寫」「二千八百八十五卷奉寫司家」と並記してゐるので、併合の事實が一層明瞭となる。^{六ノ三}九一、こゝにいふ奉寫一切經司はいふ迄もなく本司を指し、奉寫

司家は東大寺奉寫一切經所の主管造東大寺司を約めての記載であつて、自所といふに同じ様なものである。東大寺奉寫一切經所には東大寺僧少鎮實忠、別當圓智、奉榮等が關係して居り、單に奉寫一切經所を標榜し、本司と併立して居たので兎角混同し易い。本司所屬官人は次官の外、別當に大隅忌寸公足・三島縣主崇麻呂、主典に念林老人・因幡國造田作、それに專當官人として閩人鷹養・難波高屋・山於三上等がゐた。然るに佛事捧物歴名^{五七}に奉寫一切經次官仲江王が見える、その文書は日附を缺いてゐるが、内容によつて神護景雲三年から翌寶龜元年六月迄のものと推測し得る。次官二人の中の一人智麻呂は、神護景雲三年三月十日主稅助に轉任してゐるから、仲江王は其後任ではあるまいか。因に仲江王は後に至つて突人建麻呂なる者の冒稱であることが發覺して自殺した。其子弟等偽つて貴族的の姓真人を稱してゐたが、延暦元年六月何れも舊姓に復せしめられた。續紀三十七

九 春宮坊寫經所 (寶龜七年三月)

寶龜七年三月二十五日經本として借り受けた法華經一部を返却してゐる。相手は何處ともしてないが、多分造東大寺司から借りて返却したのであらう。別當は舊と東大寺側寫經所の經師として出仕した大原魚次である。二十三ノ六一七

寫經司系、即ち東大寺側の寫經所と、傍流の寫經所との判別には屢困難な場合を生じる。云ふまでもなく判別は文書の書出しにある差出所の名と、内容及び署名にある官人の顔觸れによつて定まるのだが、經師校生裝潢等は、諸省職から出仕の輩で、官命によつて轉々するから、必ずしも一所に專屬でなく、又時に諸所兼勤の場合もある。それに傍流側の文書は現存せるもの極めて少數の上、尾缺け專當の官人すら知ることが出来ぬものさへあつて、彼此混淆、誠に烏の雌雄を判別するかの様な難關に逢着するのである。この理由に基いて茲に割愛したのは、角寺及び甲賀宮の寫經所、寫 御書所等で、遂に心ならずも僅九箇所のみを紹介となつたのは遺憾である。

(二) 官寫經所の故紙利用

物資活用、消費節約が緊要國策の重要部門となつてゐる今日、其實例を史書に求むるとはいへ、數多い生活必需品中、一の紙だけを取上げて論ずるといふことは、聊か物足らぬ感がないでもないが、遠い奈良時代に焦點を合せ、資料を求めるとなると、實際これより外ないのである。

抑、本邦に於ける紙は、日本書紀推古天皇十八年春「高麗王貢ニ上僧曇徴・法定ニ曇徴知ニ五經、且能ニ彩色及紙墨、并造ニ碾磑、盖造ニ碾磑ニ始、于是時ニ歎」とあるのが初見で、碾磑製造こそ最初と思はれるが、彩色術紙墨製造はその以前にあつて最初ではないようで、この時は曇徴に依つて教習改定されたと

みるのが妥當の様である。要するに本邦に於ける製紙の起原は不明である。思ふに曇徴以前の國産紙は、猶未完成の域にあつたが、爾來潛心努力製紙に精進した結果、遂に高麗法、唐法を凌ぐ堅硬無比な製法に成功したのであつた。

紙へ筆墨を以てせる本邦最古の文獻で現存してゐるのは、聖徳太子御筆の勝鬘經疏、次が天武天皇十四年五月附奥書ある金剛場陀羅尼經、降つて正倉院文書大寶年間の幾つかの戸籍といふ順序だが、廢品の活用、こゝでいふ故紙活用の形式を示してゐるのは、正倉院文書大寶二年の豐前國戸籍の餘白に書込んだ、寫經關係の古文書充經師筆墨注文(卷二十、七三頁)を最初とする。勝鬘經疏と金剛場陀羅尼經は、共に聖なる寫經であつて、其料紙は故紙でもなく、また反故ともならなかつたから、本問題とは交渉がない。

正倉院文書は奈良時代の古文書といふので有名だが、今日では維新後東大寺から獻納した東南院文書を加入したので、年代も江戸時代初期に迄及んでゐる。この東南院文書と目下寶庫の陳列品となつてゐる東大寺獻物帳、曝涼帳類は、特殊の性質上、これ又故紙を使用したのでもなく、故紙として取扱はれ他の文書に使用されてもゐないから、これも無關係である。

故紙使用の古文書といふのは、奈良時代に於ける寫經關係の分だけで、其通數凡そ壹萬貳千、正倉院文書の大部分を占めてゐる。這種の古文書は、寫經司と稱する寫經所から、造東大寺司へと發達した官寫經所に屬してゐたが、延暦八年三月造東大寺司廢止後、寫經事業も廢止となつて、今の正倉院寶庫へ

と移管したのである。従つて古文書は官寫經所中心のもので、該所と他所とを結ぶ往復文書、及び該所内部の文書等が主體となつてゐる。

往復文書は主に公文書で、所謂移牒解の様式をもち、寫經所とその事業に關係ある官衙寺院官人等との間に於けるものであつて、儀禮上流石に故紙使用は稀で、凡紙と稱する楮紙が用ゐられてゐる。凡紙は紙の品級からきた呼名で、猶凡庸な紙といふに等しく、今日の半紙美濃紙同様の使用價値を有してゐたのである。麻紙穀紙等と稱する上品華麗なものは、詔勅等の御料紙であるが、寫經及び内外典籍書寫用として一般に知られてゐる。

寫經所内部の文書といふのが、殆ど全部といつてよい位故紙使用のもので、種類は政所への申告、所内の記録通知法規等で、最も多いのは手實と稱する經師等の解である。これらに使用されてゐるものは、凡ゆる所内不用の文書で、所外との往復文書の不用となつたのを始め、時に寫經外典等の斷片（書損である）（卷二十三、三二七頁、同卷四八六頁等）すら混じてゐるが、全く寫經事業と關係のない大寶の戸籍及び計帳、正税帳等の地方公文を始め、八省職の公文がある。何故かゝる無關係のものが寫經所にあつたかといふことは一の問題であるが、當時中央の公文、地方から中央へと提出した公文は、使命を果して不用となり、或る時期に到達すると破棄される運命にあつたが、此時は餘白を使用せしむべく、特に一部を破棄せずに寫經所へ交付した爲め、僥倖にも今日の存在となつたのであつて、交付は寫經所の請求によつたものと想像

する。(戸籍は三十年経過すると破棄された。唯庚午年籍は模範として保存されてゐた。)斯る物資愛用の精神は、漉紙が相應困難の爲め、紙が貴重視されてゐたこと、需要に比し生産が不活潑であつたことに基因して居つて、寫經所の様な消費多量の官衙内部用に充てたのは、如何にも思付きであつたといはねばならぬ。何れにしても今日とは著しく事情を異にしてはゐるが、物資愛用の精神に至つては同じである。而も其使用は徹底して居り、利用一度に止らず、二回時に三回に及ぶものが珍らしくない。使用の方法は様々だが、最も特異なものに、不用文書の字面へ、識別し易い様に殊更薄墨で書つけたのがある。併しそれは希有の例に屬し、表裏を問はず餘白に書いてあるのが普通である。方法には凡そ次の様なものがある。

(一) 不用となつた文書、及び寫經漢籍等の書き損じの紙背に書いてゐる極めてありふれた利用法である。紙に表裏の區別がなかつたのも便宜であつたに相違ない。

(二) 書損の部分を去除して使用してゐる。寫字數行に及び書損となり、その部分を剪り去つたのである。最初から裏を用ゆるにも及ばないので表面に書いてゐる。(次回の使用は裏である)従つて寫經の書損だと、料紙は麻紙穀紙類で界線が残つて居り、屢それを無視して書いてゐる。經師等の提出した手實に多い。

(三) 一通一尺位の長さの文書が、巾一二寸の紙片四枚位迄の貼り継ぎから出來てゐる。云ふまでもなく、各部分は不用墨付の部分を多く剪去つた爲め細紙となつたので、紙の愛用を端的に示し

たものである。これも經師等の手實に多い。

(四) 聖教又は裝潢紙束の包紙又は附紙の不用となつたのを使用してゐる。包装紙は寫經の書損もあるが、大抵は公文雜用料の凡紙であつて、端に聖教のものなればその名目、

(卷二十、三七四頁、卷廿二、五一九頁等)

裝潢紙束のものなれば、紙の産地品級とか、扱つた裝潢匠の姓名の一二字が符徴の様に略記してある。例へば「遠中刑」としてゐるのは遠江産中品紙裝潢刑部廣濱の略記、「氏」とあるのは裝潢氏部小勝の略、(卷廿二、四七七頁等) また太宰府貢進の紙で、裝潢八木宮主の扱つたものといふ意味を、「大宰八木」としてゐるものもある。(卷廿一、五四六頁) 用ゐてゐるのは其裏だが、餘白が多いので、其等の不用文字を抹殺して、其儘表面を使用したのも相當ある。寶龜年中の手實に多い。

(五) 表裏が既に用ゐられてゐるのに、更に第三の文書を、下段の餘白に書きつけたのがある。卷二十、七三頁所收充經師筆墨注文と、卷廿五、一五頁所收寫阿含經布施文案草がそれである。

(六) 裏を利用して書いた文書が不用となり、末尾に餘白が相當ある場合、本文を「不用」の文字で抹殺し、(卷廿四、二六〇頁) 紙を倒さまにして、餘白の部分に第三の文書を書きつけてゐる。顛倒すると恰も餘白が書き初めとなるので頗る好都合と思はれる。無論案文である。(卷廿四、一三頁、一〇三頁、二五九頁、卷廿五、

五九頁、一
九九頁等)

(七) 文字が表裏共紙面を填めて餘白がない場合、それ等と識別し易い様に、その孰れかの文書の行

間を拾つて倒書してゐる。卷十五、九八頁所收一切經目錄返送文案がこのやり方である。

(八) 文書の字面へ識別し易い様に、殊更薄墨で書いてゐる。これは特種な例として前に述べておいた。

(九) 反故文書を物品の包紙に使用してゐる。今日でも普通に行はれてゐる平凡な利用法である。現存せる正倉院御物丹は、其數百數十箇を以て算へられ、包紙は何れも二重三重となつてゐるが、料紙は大底不用古文書の裏を反して用ひられて居り、表面に丹の斤量が書いてある。該文書は東大寺造營に關するものが多く、異彩を放つてゐる。(卷廿五、六 四頁參照) 造東大寺司が寶庫の主管であつたから、其所有に係る反故文書を提出したのであらう。

(十) 文書を宿紙に書いてゐる。周知の如く、宿紙は漉返しの紙で薄墨色を呈してゐる。後世寫經に用ひたり、綸旨院宣口宣案等の料紙となつたのは特種の意義があつたが、奈良時代では使途から考へても、廢物利用の紙としか思へない。一枚正倉院文書の中にある。恐らく現存せる宿紙最古のものであらう、製法猶未完成の域にあつたか、紙面に髣髴として反故の文字さへ浮んでゐる。書いてゐるのは寫經所の公文である。

この外文書の故紙の裏へ書いたので有名なのは、續日本紀(明曆刊本)の一部、卷四和銅元年七月條、(繼目に「紀伊國名草郡且來鄉壬戌歲戶籍」とあるから、戶籍の裏に書かれたといふことが判明する。これは伴信友も説

いて現存してゐるのでは九條公爵家所藏延喜式を初め、諸家諸社寺の舊記佛書等頗る多數に上つてゐるが、奈良時代といふのは、前記九條家延喜式裏の一部に用ひられてゐる寶龜四年の幾つかの太政官符案(卷廿一、二)だけで、他は何れも平安時代以降のものである。また寫經で文書の背に書いたのがあるが、(七二頁以下)奈良時代に於ける有無は淺學未だ之を知らない。それ以降では、さる事實もあり、それと思はれるものが幾つか現存してゐる(伏見宮御記録、愚昧記、
晋妻鏡、筆海要津等)併し其等の文書は、何れも亡き方の御遺墨であつて、御供養の御爲め、殊更にそれを蒐集して寫經したのであり、物資愛用の精神からではない。

昭和十六年十二月八日、緊迫せる國際關係は遂に爆發して、米英に對し宣戰布告の大詔渙發あらせられ、茲に支那事變は大東亞戰爭へと飛躍し、爾來皇軍將兵の健闘によつて連戰連勝、短月にして今や大東亞共榮圈の確立を見るに至つたのは、一重に御稜威の然らしむるところであるが、これより以前十四年四月、已に「物資活用竝に消費節約の基本方策」の發令があつて、物資愛用の獎勵となつたのは、今日あるを豫想した萬全の對策の一であつて、意義頗る重大、到底奈良時代に於ける寫經所の紙愛用とは比較にはならない。併し基本方策に大小輕重の差はあつても、共に官の方針であり、物の完全消費を目的とする精神に至つては甲乙はなく、今日銃後に於て大に學ぶべきであらう。上代の官衙に、現下の國策と一脈相通するものがあるのは誠に感慨深い。

(小論引用書は、主として大日本古文書編年文書なるを以て、繁を避くる爲、其分は卷頁數のみを記せり) (昭和十七年七月)